

親の別居・離婚に直面する子どもへの支援の現状と課題

- 企画・司会: 安倍嘉人(弁護士、元東京高等裁判所長官)
話題提供1: 山本佳子(家庭問題情報センター相談支援員)
話題提供2: 直原康光(富山大学専任講師)
話題提供3: 池田清貴(弁護士、東京家庭裁判所調停委員)
話題提供4: 小田切紀子(東京国際大学教授)

【企画主旨】

2021年度のわが国の離婚総数は18万4384組で、そのうち57.1%は未成年の子どもを持つ世帯である。毎年10万人を超えるこれら未成年の子どもたちが親の別居・離婚を新たに経験しているが、渦中にある子どもが抱える困難や支援の現状についての一般の人々の理解は未だ十分なものとは言えない。本シンポジウムでは、親の別居・離婚の子どもへの影響に関する研究や、支援の実践に携わるシンポジストからこのような子どもたちの現状と課題に関する話題提供をしていただき、それらを踏まえて、今後必要となる支援の社会的なシステムの拡充や構築について討論し、親の別居・離婚前後の子どものしあわせをどのように守り、支援していくのがよいのか展望する。

親の別居・離婚に直面する子どもへの支援の現状と課題

—家庭問題情報センター(FPIC)の活動から—

山本佳子

(家庭問題情報センター)

家庭問題情報センター(FPIC)では、別居や離婚を考えている親から養育費等の相談を受けたり、面会交流の支援を行ったりする中で、両親の紛争下にある子どもへの支援を行っている。

FPICの支援は、子どもが主役である。子の心情を理解するため、紛争の経過や生活状況などの背景事情を把握し、子どもの年齢や紛争下の子どもの特性を考慮して、面会交流支援の計画を立てる。子どもと対面した際には、子どもの表情や態度をよく観察し、その言葉に耳を傾け、必要に応じて説明や介入を行い、子どもが安心して過ごすことができるよう配慮している。そうした実情を面会交流の具体的な事例を挙げて説明したい。

親の別居や離婚という状況に直面しても、子どもが両親の愛情を確認できるようにするためには、両親の子どもへの対応が大変重要である。FPICでは、親からの個別の相談のほか、セミナーや講演などで情報提供を行っている。また、面会交流の支援では、親から様々な要求や不満が出るが、支援者はそれを受け止めながら、親自身が子どもの心情を理解し、適切な対応がとれるように支援している。

紛争下の子どもの心情把握の難しさを認識して、子どもからも親からも信頼される質の高い支援を実践していくことが課題である。

親の別居・離婚の子どもへの影響に関する研究状況について

直原康光

(富山大学学術研究部人文科学系)

欧米を中心とした研究によれば、親の別居や離婚は、子どもの抑うつや攻撃性、健康上の問題のリスクを高めたり、低い学業達成につながるなど、子どもの様々な適応の側面にネガティブな影響を与えるとされています。その一方で、長期的な観点からみると、離婚家庭の子どもと非離婚家庭の子どもの適応の間には、大きな差がないことも分かっています。また、親の別居や離婚を経験し一次的に不適応に陥ってもそこから回復していくことができる子どもとそうでない子どもがいるとされています。そのため、親の別居や離婚を経験した子どもを一括りにするのではなく、子どもの適応に違いをもたらす要因を明らかにすることが重要と考えられます。

日本における離婚家族を対象とした研究は少ないと指摘されてきましたが、社会的な関心の高まりとともに、近年では研究が増加しつつあります。いくつかの研究で分かってきたのは、子どもの適応に影響を与える主な要因は、別居・離婚後の父母の関係性（コペアレンティング）、同居親のメンタルヘルスの良好さやサポート、別居親との面会交流などであるということです。海外の研究と類似している部分もあれば、異なる部分もあります。本報告では、国内外の研究を概観し現在までに分かっていることをまとめつつ、研究結果を支援にどのように活かすことができるのかについても考えていきたいと思えます。

親の別居・離婚時の「子どもの声」に応える支援の現状と課題

—子ども手続代理人弁護士の活動から—

池田清貴

(弁護士、東京家庭裁判所調停委員)

離婚、別居する父母間で、親権や監護権を巡る争いが生じたとき、父母は各自の考える子の利益こそが真の子の利益だと主張しあう。双方が「子のために」と思えばこそ、紛争が激化する。

しかし、渦中の子の視点からすると、適切な親権者や監護者が決められることだけが「子の利益」ではない。「子の利益」はもっと多層的だ。もちろん、①子どもが養育能力がある愛情深い親に養育され、安全で安心した日常生活が守られることが重要であることは違いない。しかしこれに加えて、子には、次のような利益が確保されるべきである。②別居親からの養育費により、生活水準ができるだけ維持されること、③可能な事案では面会交流を通じて別居親との有意義な関係が維持されること、④遅すぎることのない適切な時期に、父母の離婚の意味、離婚後の親子関係などについて、年齢に応じた言葉で適切な説明が受けられること、⑤それを受けて子どもは、自分の今後の生活などについて、適切な援助や配慮のもと、自分の気持、意向、意見を述べる機会が保障されるべきこと、かつ表明された気持、意向、意見が適切に考慮されること、⑥父母の葛藤にされされ続けることのないように、合意による速やかな解決が目指されなければならないこと等の利益である。

これらの子の利益のうち、とりわけ⑤の意見表明権に関連するのが、子どもの手続代理人制度である。子どもの手続代理人は、子の気持、意向、意見を代弁することを通じて、他の利益の確保も目指す。本報告では、その具体的な活動例を示しながら、父母の離婚・別居における「子の利益」の確保のあり方について検討したい。

親の別居・離婚時の子どもへの心理的支援の現状と課題

—海外の子ども支援から学ぶ—

小田切紀子

(東京国際大学人間社会学部)

親が離婚しても、子どもにとってかけがえのない親であることには変わりはなく、離婚する時、親の悩みの一つが子どものことです。また、子どもにとっても親の離婚は、親と同様に人生の大きな出来事で、離婚が子どもに与える影響は長期に渡ります。しかし、離婚を考える親は自分たちのことで精一杯で子どもに十分な配慮ができず、子どもは愛着対象の親の対立や時に夫婦間の暴力に曝されることがあります。加えて、日本は離婚後の単独親権制度と協議離婚の組み合わせのために、多くの離婚において子の利益の具体的な検討の機会がなく、そのことが面会交流の実施や養育費の受給の低さの要因の一つになっています。

したがって、専門家が親の紛争を経験する子どもの気持ちや意向を聴き、両親が子どもの福祉の観点から面会交流や監護（親権）の問題を友好的に解決することが大切です。海外では、親の離婚において子どもも当事者と考え、子どもに関わる問題について子どもの意思や気持ちを聴き、それを解決の道筋に反映させるための子どものインタビュー調査の手法が確立されています。

そこで今回は、日本の別居・離婚時の子ども支援の現状と課題、およびアメリカの子どもインタビュー調査（AFCC、2006）とオーストラリアの子どもインタビュー調査（McIntosh、 et al、 2004）の手法を紹介し、これらの日本への導入の課題を報告します。